

(参考様式1)

### 人・農地プラン(せんだい地域)

市町村名	集落/地域名		当初作成年月	更新年月(4回目)	更新年月(5回目)	集落・地域の耕地面積
	集落名					
鳥取市	せんだい地域	向国安・朝月・下味野・長谷・竹生・倭文・猪子・上味野・横枕・源太・野寺 岩坪・上砂見・大湯棚・中湯棚・高津・下砂見・神坂・赤子田・倭文西・	平成25年3月	平成30年3月	平成31年3月	596.88 ha

#### 1. 地域のひとと農地の現状

大和地区では、規模拡大したい農業者には荒廃農地になりそうなところを借り受けてもらっているが、棚田になると放棄地となってしまう。高齢化が進み、60歳代の農業者ががんばっているものの、高齢化はどんどん進み、後継者不足から集落営農組織では続かない状況となっている。

美穂地区では、高齢化が進み東部コントラクターへ貸し付けたい農家が増えている。水系の清掃についても、貸付している農家の参加がないことから、揚水の管理が出来ない状態になり、集落によっては多面的機能支払交付金の取組の1つとして、子どもたちの参加には図書券の配布をおこなっているところもある。また、大雨や洪水の時は田が海になってしまい、藁の後始末に苦労している。朝月、向国安についてはそれぞれの法人が集落内の農地を借受しているため耕作放棄地はない。

神戸地区では、1枚当たりの面積が少なく、さらに若い層も減り31年から地元小学校が閉校となり、65歳以上がほとんど。奥部で高齢のグループが管理し、農地の維持を行っている。若い層の農業への関心がなく、赤字経営までする気もないようである。若い人の姿も見られない状況である。果樹が盛んであるが、手間がかかってしまい、若いひとが離れていっている。果樹農家も減りつつある。

#### (近い将来農地の出し手となる者と農地)

近い将来農地の出し手となる者と農地(氏名)	年齢	現状 [平成28年度]		計画 [平成33年度]		貸付け等を希望する農地面積	農地中間管理機構からの借入希望の有無	
		経営内容(作物)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作物)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		担い手への農地集積・集約化や後継者確保が十分行われており、「近い将来農地の出し手となる者と農地」はない
	才		ha		ha	ha		
	才		ha		ha	ha		



属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有 無	現状 〔平成29年度〕		計画 〔平成33年度〕		農地中間 管理機構 からの借 入希望の 有無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・  低コスト化・ 法人化 等の取組	取 組 年 度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)				青年就 農給付 金(開 始型)	スー パーL 資金の 金利負 担軽減 措置	経営体 育成支 援事業	その他 ( )	

【 記載上の注意 】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体な  
どの担い手がいれば、当該経営体等の意向を確認した上で位置づけるようにしてください。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。  
集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載  
します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

### 3. 2から見た中心経営体の確保状況

中心経営体は十分確保されている、~~中心経営体はいるが十分ではない~~／中心経営体がない

#### 4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	
担い手の分散錯圃を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

#### 5. 4についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]		

#### 6. 今後の地域農業のあり方

生産者及び地域の自主性を尊重しながら、農業委員、農地利用最適化推進委員や関係機関と連携し農地中間管理事業の活用を検討するとともに、地域の中心となる経営体及びその他の農業者が生産単位の拡大や省力化技術の普及、農地集積等により生産コストの低減と作物の団地化等による合理的な農地の有効活用を推進する。